

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
11月30日
(火曜日)

目 次

- 規則
林業種苗法施行細則の一部を改正する規則（森林整備課）……………一
- 告示
保安林予定森林（山陽小野田市）（森林整備課）……………四
道路の供用の開始（道路整備課）……………四
- 公告
契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）……………四
公共測量の実施（監理課）……………五
公共測量の実施の終了（監理課）……………五



林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九十一号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

1 種穂の場合

生産事業者表示票			
種穂の樹種			
種穂の採取場所			
指定採取源	種別	特別・普通・育種	指定番号
	年 月		
種穂の数量	kg 本		
生産事業者の氏名又は名称及び住所			
生産事業者番号			
特定母樹から採取されたか			
特採種であるか			

注 種穂が指定採取源以外から採取された場合にあつては、「指定採取源」欄は、記載を要しない。

2 苗木の場合

生産事業者表示票				
苗木の種 木種に 属する 採場の 場所	苗木の 齢	年生	苗木の 数	本
	種別	特別・普通・育種	指定 番号	
指 採 取 の 所		出 荷 年 月 日		年 月 日
苗木 成 育 場				
生 産 事 業 者 の 氏 名 又 は 住 所 の 名 称				
生 産 事 業 者 の 登 録 番 号				
特 定 苗 木 か の 別				

注 苗木が指定採取源以外から採取された場合にあつては、「指定採取源」欄は、記載を要しない。

別記第五号様式の1中

生産事業者の登録番号

を

生産事業者の登録番号
特定母樹から採取された
種穂であるかどうかの別

に改め、

同様式の2中

生産事業者の登録番号

を

生産事業者の登録番号
特定苗木であるかどうか
の別

に改め

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式 (第5条関係)

1 種穂の場合

配布事業者表示票			
種穂の樹種の採取場所			
指定採取源	種別	特別・普通・育種	指定番号
種穂の採取年月	年 月		
種穂の数量	kg 本		
配布事業者の氏名及び住所			
生産事業者の氏名又は名称及び住所			
生産事業者登録番号			
特定母樹から採取される種穂かどうか			

注 種穂が指定採取源以外から採取された場合にあつては、「指定採取源」欄は、記載を要しない。

2 苗木の場合

配布事業者表示票					
苗木の種	苗木の齢	年生	苗木の量	本	
苗木の種に係る採取の場所					
指定採取源	種別	特別・普通・育種	指定番号		
苗木の育成場所	出荷年月日		年 月 日		
配布事業者の氏名及び住所					
生産事業者の氏名又は名称及び住所					
生産事業者登録番号					
特定苗木かどうか					

注 苗木が指定採取源以外から採取された場合にあつては、「指定採取源」欄は、記載を要しない。

別記第七号様式の1中

生産事業者の登録番号

を

生産事業者の登録番号

特定母樹から採取された
種穂であるかどうかの別

に改め、

同様式の2中

生産事業者の登録番号

を

生産事業者の登録番号

特定苗木であるかどうか
の別

に改め

る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和三年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

- 山陽小野田市大字厚狭字井手ケ迫二〇三八の一、二〇三八の三、二〇三九の一、二〇三九の三、一一三八三、一一三八五の二、一一三八六の五、一一三八九の一、一一三九一、一一三九一の一、字石東一〇一六六の三、一〇一六六の一〇、一〇一六六の一八、一〇一七六の一、一〇一七六の二、字秋山一〇二〇六の三、一〇二〇六の一、二、字屋茂字木一一九一七の一、一一九一七の二、一一九一七の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山陽小野田市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山陽小野田市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下関長門線	長門市俵山字水落二三九〇の四地先から 同市俵山字向名沖二〇七二の一地向先まで	令和三年十二月一日



(二四六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
県庁LAN無線化環境構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年十月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 契約金額
一億二百六十六万三千六百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二四七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域
周南市
- 三 作業の期間
令和三年十一月八日から令和四年二月二十八日まで

(二四八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（三次元点群測量）
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
令和三年六月二十五日から同年十月二十九日まで

令和三年十一月三十日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁